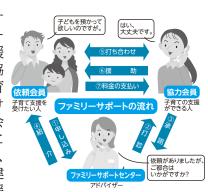
ファミリー サポート センター

子どもたちの健やかな育ちのために(ファミリーサポートセンター)



助するための会員組織です。センターでは、専任のアドバイザーが、会員間で行う相互援助活動をコーディネートします。

■援助の内容

▽保育園・幼稚園・小学校などの開始前・終了後の子どもの預かり▽保育園・幼稚園などの送り迎え▽保護者の急用や外出時の子どもの預かり。なお、ファミリーサポートセンターで行う援助は一時的・臨時的な活動です。

■費用 依頼会員が援助を受けた際に、その都 度協力会員に支払います。

▽平日の午前7時~午後7時 700円(1時間)。

▽土・日曜日、祝日および年末年始など 800円 (1時間)。

会員募集中

■協力会員になるには 3日間の講習を受ける必要があります。

▽日時 5月29~31日、午前9時~午後4時。 全3回▽会場 東區 (中今泉3丁目) ▽内容 子どもを預かるための保育的な知識・技術を身 に付ける▽対象 市内在住で心身ともに健康で 子育てに熱意のある人▽定員 先着30人▽申込

5月23日までに、電話で、ファミリーサポートセンター**☆**(616)1571へ。

- ■依頼会員になるには ▽対象 市内に在住または通勤する人でおおむね生後6カ月から小学校6年生まで(中学入学式前日まで)のお子さんを養育している人▽申込 身分証明証と会員本人の写真(3センチメートル)を2枚お持ちの上、直接、ファミリーサポートセンター(馬場通り4丁目・圏6階)へ。
- ■両方会員 協力会員と依頼会員を兼ねる人。
- **園**ファミリーサポートセンター**☎**(616)1571



ともに築こう 豊かな消費社会 誰一人取り残さない 毎年5月は消費者月間です

現在、急速な高齢化や高度情報化の進展により、消費者を取り巻く環境は日々変化し続けています。このような中、消費者トラブルに遭わないためには、日常にどのようなトラブルが潜んでいるのか、その対処法はどうすればよいかを知ることが大切です。

この機会に消費生活について関心を持ち、消費生活トラブルに遭わないように気を付けましょう。

- ■消費生活センターに相談しましょう 悪質商法・契約トラブル、不当表示、製品事故、多重債務などの消費生活に関する相談を受け付けています。トラブルに遭った場合は、すぐに消費生活センター(馬場通り4丁目・圏5階) ☎(616)1547へご相談ください。
- ■消費生活出前講座をご利用ください 消費者トラブルの原因や対処法などについて講話します。詳しくは、6ページまたは市団をご覧下さい。
- ■消費生活パネル展 日常に潜む消費生活トラブルに遭わないよう、消費生活に関する知識を深めてもらうため、さまざまなトラブル事例などを紹介したパネル展を開催します。

▽期日・会場 5月 11日まで=市役所 1階市民ホール、5 月12~18日=豊 郷区(岩曽町)、5 月19~28日=国 本区(宝木本町)、 5月29日~6月1日



=瑞穂野区(下桑島町)。

■消費者カステップアップ講座(基礎)

▽日時 6月26日、7月10・24日、8月7・21日、 9月4日。午前10時~午後3時。全6回。

▽会場 県庁(塙田1丁目)。

▽内容 消費生活に関する基礎知識を学ぶ。

▽対象 地域で消費者啓発活動に積極的に取り 組む意欲や関心がある人。過去に本講座や消費 生活リーダー養成講座を受講したことのある人 も受講可。

▽定員 先着50人。

マ申込 消費生活センターに置いてある申込書 に必要事項を書き、5月3 ~ 31日に、直接、消費生活センター α (616)1561 α 。

○フリーダイヤル自殺予防いのちの電話 ▽日時 5月10日(木)午前8時~11日(金)午前8時(24時間)▽内容 死にたい・死のうと思っている人や、周囲にこのような人がいるときなどの自殺予防相談▽フリーダイヤル☎ 0120(783)556。 個栃木いのちの電話事務局☎(622)7970、保健予防課☎(626)1114